

令和5年度 市民税・県民税特別徴収の手引き

同封書類

①	緑色刷	②	青色刷	③
令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)		令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)		市民税・県民税特別徴収の納入書(納入月毎に1枚+予備2枚)
給与支払者(特別徴収義務者)が大切に保管してください。		圧着部分を剥がさずに、速やかに各受給者(納税義務者)に配付してください。		税額に変更が生じた場合は、納入書の金額を訂正してお使いください。

注意事項

- ・退職や転勤をされた従業員等について「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を未提出の場合は、その従業員等に係る特別徴収義務が継続したままとなりますので、至急御提出くださいますようお願いいたします。
- ・課税内容に関する質問等がある場合は、**納税義務者(従業員本人)**が市民税課へお問い合わせください。(電話番号は通知書に記載)
- ・決定通知書の再発行はいたしかねます。紛失・破損等しないよう注意してください。

特別徴収事務についての連絡先

市 川 市 役 所

住所 〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
 代表番号 047(334)1111
 (土・日・休祝日・年末年始を除く8時45分～17時15分)

課税内容、異動届出書などの提出 …………… 市民税課
 納入、督促状について …………… 納税・債権管理課

※お問い合わせの際は、特別徴収税額の決定(変更)通知書に記載された**指定番号**をお知らせください。

この特別徴収の手引きは、年度が終わるまで保管してください。

目次

特別徴収に関するよくある質問集(FAQ)	表紙の裏
◇ 市民税・県民税の特別徴収と納入	1頁(ページ)
◇ 納入書の取り扱いと記入事項	2頁(ページ)
◇ OCR納入書の記入例	3頁(ページ)
◇ 納税義務者の転勤・退職に伴う手続き	4頁(ページ)
1. 給与所得者異動届の提出	
2. 退職手当等に対する市民税・県民税	6頁(ページ)
◇ 給与所得者異動届書の記入例 (退職などで普通徴収へ切替、特別徴収継続、一括徴収、住所誤報)	7頁(ページ)
◇ 所在地・名称変更に伴う手続き	11頁(ページ)
◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き	11頁(ページ)
◇ その他(特別徴収への切替等)	11頁(ページ)
提出用書類	
・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
・特別徴収切替届出(依頼)書	
・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	
・市民税・県民税納入書	
・給与所得者異動届出書(2枚)	

申請書ダウンロード手順

同封の申請書及び特別徴収事務に係る書類につきましては、市川市ホームページ(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/index.html>)上から印刷することができます。

市川市市民税課 書類

検索



トップページ中段右の窓口案内・申請書ダウンロードをクリック
 申請書ダウンロードサービス▶市県民税関係様式▶市民税課(各種書類ダウンロード)

税額の決定通知書についてのお知らせ

eLTAX又は光ディスク等により給与支払報告書の提出をしている場合は、特別徴収税額の決定通知書に加え、eLTAXからのダウンロード、ディスクの送付により税額通知書データも提供しています。(eLTAXによる給与支払報告書の提出時に「希望する受取方法」を「書面」のみとされた場合は、税額通知書データは提供していません。)当初発送分のみ電子署名を付与し、それ以降に送付する変更通知は書面で送付します。

特別徴収に関するよくある質問集(FAQ)

① 通知書に既に退職した従業員の名前が載っていたが、どうしたらよいですか？
「給与所得者異動届出書」の提出が必要になります。4頁の「納税義務者の転勤・退職に伴う手続き」を参照ください。

② 特別徴収の税額変更通知が届いた場合、どうしたらよいですか？
当初に送付した、特別徴収税額の決定通知書に変更が生じた場合にお送りしております。納税義務者用を従業員に渡していただくとともに、当市に納入する税額に変更が生じておりますので、納入書払いをご利用の場合は、納入書の金額を訂正してお使いください。納入書の訂正方法は3頁の「OCR納入書の記入例(納入金額の訂正が必要な場合)」を参照ください。

③ 普通徴収を希望したのに特別徴収の通知が届いた。なぜですか？
給与支払報告書提出時、普通徴収切替理由の符号が摘要欄に記入されていない場合又は普通徴収切替理由書を提出されていない場合は、原則特別徴収となります。普通徴収切替理由に該当する場合には、「給与所得者異動届出書」を提出することにより、特別徴収から普通徴収へ変更することができます。なお本人の希望等による普通徴収への変更はできません。

④ 納入書以外の納入方法を知りたい。
地方税共通納税システムや地方税納入サービスがございます。地方税共通納税システムについては地方税共同機構のホームページをご覧ください。地方税納入サービスについてはお使いの金融機関に直接お問い合わせください。

⑤ 特別徴収税額はコンビニ納付や口座振替はできるか。
特別徴収税額は変動が生じやすいことから、コンビニ納付や口座振替には対応しておりません。お手数ですが、納入書をお使いいただくか、地方税共通納税システムや地方税納入サービスを利用ください。

⑥ 従業員から普通徴収を特別徴収に切り替えたい旨の申し出があった。
特別徴収切替届出(依頼)書を提出してください。ただし、普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えることが出来かねますのでご注意ください。

⑦ 年の途中で従業員が引っ越しをしたが、何か届け出は必要ですか。
市民税課への届け出は必要ありません。令和5年1月1日現在で市川市に居住されていた場合、令和5年度の市民税・県民税は市川市に納めていただく必要があります。

⑧ 納入したはずなのに督促状が届いた。なぜですか？
主な理由として以下の可能性が考えられます。

○納入金額に誤りがある。
(税額変更による納入金額の訂正漏れ、納入月誤り、他市区町村へ誤って納入など)
内容を確認の上、納め忘れの場合は速やかにご納入ください。

○退職者・休職者の「給与所得者異動届出書」に提出漏れがある。
速やかに「給与所得者異動届出書」のご提出をお願いします。

原因がわからない場合には市民税課 特別徴収担当までご連絡ください。
(☎047-712-8664 市民税課 特別徴収担当)

⑨ 税額を誤って納入してしまった。
○多く支払ってしまった場合
納期末到来分に充当が可能になります。ご希望の際はご連絡ください。

○少なく支払ってしまった場合
当初に発送した予備の納入書または、最終頁の白紙の納入書を使って納めてください。次回の納入の際に、納入金額を増額し、差額の充当を希望する場合には、必ず市民税課へご連絡が必要となりますのでご注意ください。また納期限を経過して納入すると延滞金の計算が始まるほか、事前に連絡をいただいても督促状を発送することがあります。

⑩ すでに提出している給与支払報告書や異動届出書の内容を訂正したい。
訂正分だとわかるように朱書きして、提出してください。電話のみでの訂正には対応できませんのでご注意ください。

⑪ 納入書の納付期限が過ぎてしまったが使えますか？
そのままご使用いただけます。ただし、納期限を経過して納入すると、延滞金が増算される場合があります。

【特別徴収関係書類の個人番号又は法人番号の記載について】

社会保障、税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、特別徴収関係書類の申告・申請及び届出に関して個人番号及び法人番号の記載が必要となる場合がございますのでご注意ください。

令和5年度市民税・県民税特別徴収についてのお願い

市民税・県民税特別徴収につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年度、特別徴収義務者として貴事業所を指定いたしました。つきましては、この「市民税・県民税特別徴収の手引き」をご参照のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇市民税・県民税の特別徴収と納入

【特別徴収とは】

給与支払者(特別徴収義務者)が、給与所得者(納税義務者)に支払う毎月の給与から市民税・県民税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている、各納税義務者の「月割額」を給与から徴収してください。

年税額が5,000円以下の場合、最初の徴収月の給与から全額を徴収することとなります。



【納期限について】

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日(土曜日、日曜日、祝日等で金融機関が休業のときは、翌営業日)までに納入してください。

※給与所得者に係る市民税・県民税の特別徴収税額の納入が確認できない場合には従業員の納税証明書等が発行できなくなりますので、納期限内の納入をお願いいたします。

【特別徴収税額の変更】

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りいたしますので、変更後の月割額での徴収をお願いいたします。

なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、納入書の金額を訂正して使用してください。(3頁記入例参照)

【納入方法】

徴収した納税額については以下の方法で納入してください。

①納入書での納入

市役所、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。(納入を取り扱う金融機関については2頁参照)

②インターネットで電子納税

eLTAX(エルタックス)の地方税共通納税システムを利用し、個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得分)等を複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができます。地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、手数料無料で自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納税が可能です。

③eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)の「よくあるご質問」をご覧ください。



③その他

金融機関独自の地方税納入サービス等を利用される場合の市川市の情報は以下です。

市町村コード：122033

加入者名：市川市会計管理者

口座番号：00150-6-960379

サービスの詳細については、お使いの金融機関に直接お問い合わせ下さい。

【納期限後の納入について】

納期限の翌日から1月間は年7.3%(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。)に年1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合))、その後は納付の日まで年14.6%(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として納入していただきます。

【納入を取り扱う金融機関】

千 葉 銀 行	東 京 ベ イ 信 用 金 庫
※み ず ほ 銀 行	朝 日 信 用 金 庫
※三 菱 U F J 銀 行	東 京 東 信 用 金 庫
り そ な 銀 行	小 松 川 信 用 金 庫
埼 玉 り そ な 銀 行	中 央 労 働 金 庫
千 葉 興 業 銀 行	市 川 市 農 業 協 同 組 合
き ら ぼ し 銀 行	ゆ うち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局
京 葉 銀 行	
愛 知 銀 行	

取扱金融機関は、令和5年4月1日現在のもので、そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>

市川市 郵便局指定通知書

検索

※みずほ銀行及び三菱UFJ銀行は、令和6年3月31日をもって、市税等の窓口収納業務を終了する予定です。

◇納入書の取り扱いと記入事項

市川市では市民税・県民税特別徴収の納入書にOCR(光学文字読み取り装置)用の用紙を採用し、直接機械で処理しますので、下記事項にご配慮のうえ、お取り扱いください。

【OCR納入書の取り扱いについてのお願い】

- ① 送付いたしました3連の用紙のうち、右側の納入済通知書の用紙は、直接機械で処理しますので、汚したり、破損したりしないようお願いいたします。
- ② 納入書には月々の納入金額が印字されており、そのまま金融機関で納入できますが、退職・転勤等により納入金額に変更が生じた場合は、お手数ですが、次頁の「OCR納入書の記入例」を参照のうえ、金額を訂正して納入してください。
- ③ 納入金額の確認は指定番号で行いますので、特別徴収義務者の名称・所在地に変更があった場合でも納入書の訂正は必要ありませんが、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は速やかに提出してください。

【記入するときの注意点】

- ① 記入は黒のペンを使用してください。
- ② 訂正は3連用紙について同様に行ってください。
- ③ 退職所得に係る市県民税のみを納入する場合または書き損じた場合は、予備の用紙(納入書の束の後ろ2枚・こちらの手引きにも同封あり)を使用してください。
- ④ 退職所得に係る市県民税のみを納入する場合は、3連用紙裏面の納入申告書にも記載をしてください。(6頁記入例参照)

◇OCR納入書の記入例(納入金額の訂正が必要な場合)

千葉県市川市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収分) 納入済通知書 ㊤

市区町村コード 1 2 2 0 3 3	口座番号 00150-6-960379	加入者名 市川市会計管理者
年 月 分 5 8	納入金額(円) 5 4 3 2 1 0 123,400	
納入すべき金額が右の納入金額①の額の金額と異なるときは、納入金額①の欄を欄頭で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	給与分(特別徴収) 1 5 3 0 0 0	退職所得分 1 0 0 0 0 0
納期 令和5年9月11日	「〒」記号は記入しないでください。	
取りまとめ店 (〒300-8794) 株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	合計額 2 5 3 0 0 0	
徴収口座印	(特別徴収義務者) 〒272-0021 千葉県市川市八幡1丁目1-1 株式会社 市川市	

上記のとおり通知します。 (送付先) 千葉県市川市 (市川市) (市川市)

- ① 予備の用紙を使用される場合は何年何月分かを必ず記入してください。
- ② 印字してある納入金額(1)を二重線抹消してください。訂正印は不要です。
- ③ 納入金額を記入する際に「¥」は記入しないでください。
- ④ こちらに正しい金額を記入してください。
退職所得分の納入金額があるときは、給与分の納入金額に変更がなくても、必ず印字してある納入金額(1)を2本線で消して、給与分欄に金額を記入してください。
退職所得分のみを納入される場合は、予備の用紙またはこの冊子に綴ってある納入書を使用してください。
- ⑤ 退職所得分の納入金額を記入してください。
- ⑥ 納入する合計金額を記入してください。
※3連の用紙の他の2枚(「領収証書」及び、「納入書」)も同様に訂正してください。
- ⑦ 所在地(送付先)、名称(氏名)が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。このOCR納入書を訂正する必要はありません。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) 千葉県市川市

月	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
7月分						
8月分		153000				
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						

(備考)

指定番号 543210	海名 市川市	市町 市川市	受給者 番号	特別徴収 税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	変更日	日
----------------	-----------	-----------	-----------	------------	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	---

白紙の納入書をご使用いただく際は、左記の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」をご参照ください。

◇納税義務者の転勤・退職に伴う手続き

1. 給与所得者異動届出書の提出

受給者(納税義務者)が退職、転勤、休職、死亡等により給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

給与所得者異動届出書はこの冊子に2枚綴ってありますので、コピーしてお使いください。(記入については、7頁～10頁参照)

※提出した異動届出書に誤りがあった場合は、正しい異動届出書を作成いただき「訂正分」と欄外に朱書きの上、速やかに市民税課へ提出してください。納税義務者(従業員本人)にも訂正がある旨を連絡してください。

【普通徴収への切替】 7頁 記入例1

一括徴収または特別徴収継続以外の場合は、普通徴収(納税義務者本人が直接納入する方法)となります。なお、本人の希望による普通徴収への変更はできません。

給与支払者(特別徴収義務者)が休業・解散等に伴い特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収税額の有無にかかわらず、受給者(納税義務者)全員について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

死亡退職の場合は、「異動の事由」を「5 死亡」とし、相続人代表者が判明している場合は、相続人代表者欄をご記入ください。

【特別徴収継続】 8頁 記入例2

転勤または転職の場合で、引き続き特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先を経由して「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

【一括徴収(残りの税額をまとめて徴収して納入)】 9頁 記入例3

1月1日から4月30日までの間に退職された方の残りの税額については、一括徴収することが義務づけられています。一括徴収した場合についても、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

※死亡による退職の場合は、一括徴収せず普通徴収への切替として異動届を提出してください。未支給の給与や死亡退職金手当等は、相続人に支払われることになるため一括徴収の要件には該当せず、未支給の給与等の額が未徴収税額を超えていても一括徴収することはできません。

納入にあたり、納入書の納入額を変更する必要があります。(記入方法の詳細は、3頁参照。)

退職後に海外転出することが判明している場合は、12月31日までに退職された場合についても一括徴収にご協力ください。(詳細は、5頁参照。)

【給与支払報告書の提出先が誤っていた場合】 10頁 記入例4

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が市川市以外であったことが判明した場合は、「給与所得者異動届出書」に住所誤報であることを明記し、速やかに市川市に提出してください。また、正しい住所地の市区町村へ給与支払報告書を提出してください。

【令和5年度の給与支払報告書提出後、令和5年5月31日までに給与所得者に異動が生じた場合】

給与支払報告書(令和4年中の支払分)を該当市町村に提出した後、令和5年5月31日までの間に、受給者(納税義務者)に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、当該受給者(納税義務者)の給与支払報告書を提出した市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

このとき、令和4年度に特別徴収の対象となっている方で、転居等により受給者(納税義務者)の令和4年1月1日現在の住所地と令和5年1月1日現在の住所地が異なる場合、令和4年度と令和5年度の課税市町村が異なるため、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

例: 令和4年10月に市川市から船橋市へ転居、令和5年2月28日に退職した場合

年度	異動届出書提出先	提出期限
4年度	市川市	令和5年3月10日
5年度	船橋市	令和5年3月10日

【手続きについての注意点】

- ① 納税義務者が退職されても、納入書を納税義務者本人へ渡さないでください。事業所から「給与所得者異動届出書」を受理した後、市役所から本人宛に別途納税通知書を送付いたします。
- ② 特別徴収税額に変更が生じた場合、再度納入書は発行いたしません。既存の納入書に印字されている税額を訂正してください。

給与所得者異動届出書のほか、特別徴収切替依頼書、所在地等変更届出書、退職手当等に係る市民税・県民税納入申告書はeLTAXで提出できます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。
<https://eltax.custhelp.com/>



【従業員(納税義務者)が出国する場合】

賦課期日(1月1日)に市川市に住民登録があり、前年中の所得がある方は、市民税・県民税が課税されるため、年度の途中に海外転出した場合も、その年度の市民税・県民税は納めていただくことになります。

1月1日以降5月末の間は、新年度の税額決定通知書(納税通知書)が届いていない期間ではありますが課税される可能性がございますので、納税義務者(本人)より直接市民税課へご連絡いただきますようご案内願います。

1、納税通知書が送付された後に海外転出する場合

海外転出前の納付方法により、以下のとおり市民税・県民税の手続きが異なります。

(1)市民税・県民税が特別徴収(給与から天引き)されている場合

本人に当てはまる納付方法を次の中から選んで、市民税・県民税を納付してください。

(ア)海外転出後も残税額の給与天引きが継続できる場合

引き続き勤務先を通して市民税・県民税が納付されますので、本人の手続きは不要です。

(イ)海外転出時に残税額を給与から一括で天引きする場合

一括納付できる場合は、勤務先から市民税課へ異動届出書の提出が必要です。
一括納付ができない場合は、(2)の普通徴収の納付方法で納付してください。

(ウ)海外転出後は残税額の給与天引きが継続できない場合

海外転出後に市民税・県民税の給与天引きができない場合は、(2)の普通徴収の納付方法で納付してください。

(2)市民税・県民税を普通徴収(自分で納付)する場合

勤務先から、市民税課へ異動届出書を提出いただき、普通徴収へ切り替えたのち次の中から納付方法を選んで、市民税・県民税を納付してください。

(ア)納税管理人による納付

本人に代わって税金を納付する人(納税管理人)を定める方法です。

「納税管理人等申告書」を市民税課へ提出してください。

以下、ページよりダウンロードしていただけます。

(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>)

(イ)口座振替

指定された口座から市民税・県民税を自動引き落としする方法です。

「口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

口座振替依頼書を提出されてから自動引き落としができるようになるまでに1~2か月かかります。

(ウ)納入書で納付

納入書を発行しますので、市民税課へお問い合わせください。

2、納税通知書が送付される前に海外転出する場合

新年度の市民税・県民税の税額のお知らせは、特別徴収であれば5月中旬、普通徴収であれば6月上旬~中旬の納税通知書の送付をもって行います。納税通知書の送付までに日本へ帰国されない場合は、納税管理人を指定していただくか予定納税をしていただく必要がございます。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

2. 退職手当等に対する市民税・県民税

【退職手当等に係る市民税・県民税の徴収と納入について】

退職手当等に係る市民税・県民税は、毎月給与から差引きしている市民税・県民税とは区別して計算します。

退職手当等の特別徴収義務者(事業所)は、退職手当等の支払いをする際、退職手当等に係る市民税・県民税の合計額を徴収し、徴収した月の翌月の10日(休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日)までに、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における納税義務者(退職者本人)の住所地の市町村に納入することとされています。

【退職手当等に係る税額の算出】

退職手当等に係る市民税・県民税については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引(令和4年1月1日以降適用)」を参照してください。手引をお持ちでない方は、最寄りの市(区)役所、町村役場へお問い合わせください。

【提出書類について】

退職手当等の支払いを行った場合は、下表のとおり書類を提出してください。

提出書類	区分	退職手当等の受給者(退職者)が 法人の役員等※である場合	退職手当等の受給者(退職者)が 一般の従業員である場合
	特別徴収票 (所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙。)	要提出	課税の有無にかかわらず、市川市へ1部提出してください。
納入申告書 (納入書裏面)	要提出	退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は、納入時に納入書裏面に必要事項を記載し金融機関に提出してください。 ※個人事業主の方が納入申告書を提出する際は別途「退職所得に係る分離課税分の市民税・県民税納入申告書」をお使いください。以下ページからダウンロードしていただけます。 https://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html	

※「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方議会議員 ③国家公務員及び地方公務員

【退職手当等の記入例(納入済通知書の裏面)】

市民税 納入申告書			
市川市長			
令和 5年 3月 10日 提出	令和 5年 2月 分	人員	1人
退職手当等支払金額		円	8,000,000
特別徴収税額	市民税	円	600,000
	県民税	円	400,000
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 平	272-8501	(受付印)	
住所又は所在地	市川市八幡1-1-1		
電話番号	047-334-1111		
氏名又は名称	株式会社 市川市		
法人番号	6000020122033		
納税義務者別の内訳	1月1日の住所	市川市末広1-1-31	退職手当等支払金額 円 8,000,000
	氏名	末広 一郎	市民税 円 600,000
	退職手当等支払日	R5年2月28日 勤続年数 15年	県民税 円 400,000
	1月1日の住所		円
	氏名		円
	氏名		円
	退職手当等支払日	勤続年数 年	円

対象となる納税義務者の人数を記入してください。

納入する市民税・県民税の金額は百円未満の端数は切捨てです。

特別徴収義務者の住所(所在地)、電話番号、氏名(名称)を記入してください。

退職所得に係る市民税・県民税の納入対象者が3名以上いる場合には、個人別の内訳がわかる書類を別途送付してください。

【注意事項】

・納税義務者(退職者本人)が年の途中で転出された場合の納入先は、給与分の納入先の市区町村と異なる場合がありますので注意してください。

例:令和5年10月31日に、市川市から千葉県船橋市へ転出し、令和6年3月31日に退職した場合

税目	納入先
令和5年度給与と所得等に係る市県民税(特別徴収分)	市川市
退職手当等に係る市県民税	船橋市

・納入は給与分と同時にできますが、退職所得分のみを納入される場合は、予備の用紙またはこの冊子に綴ってある納入書を使用してください。

記入例1 普通徴収へ切替の場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長		所在地 (住所) 市川市八幡〇丁目 △-×		特別徴収義務者 指定番号 932164					
フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ		フリガナ 株式会社 市川商事		宛名番号 1					
令和〇年〇月〇日提出		個人番号又は法人番号 2222222222222222		担当者 所属 人事課給与係 氏名 大柏 花子 電話 (047)-XXX-XXXX					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 30,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 90,000 円	異動年月日 5年 1月 31日	異動事由 1 退職	異動後の未徴収税額の徴収 3	1月1日以降の退職時までの給与支払額 (支払予定額) 1,234,567 円	退職手当等の支払額 (支払予定額) 5,400,000 円
フリガナ イチカワ タロウ		氏名 市川 太郎		生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日		個人番号 2222222222222222		1月1日現在の住所 市川市末広〇丁目 △-×	
給与の支払を受けなくなった後の住所		特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		徴収済額 30,000 円		未徴収税額 (ア)-(イ) 90,000 円		異動年月日 5年 1月 31日	
						異動事由 1 退職 2 転勤 3 合併 4 退職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報		異動後の未徴収税額の徴収 3 1. 特別徴収継続(転勤) 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
								1月1日以降の退職時までの給与支払額 (支払予定額) 1,234,567 円	
								退職手当等の支払額 (支払予定額) 5,400,000 円	

徴収済月(何月分まで徴収したか)は必ず記入してください。

1 特別徴収継続の場合
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合
(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 30,000円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 90,000円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

務先の番号	新規	新しい勤務先では 月割額 円を
課係		月分から徴収し納入します
氏名		
電話	(内線)	受給者番号(任意)

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため
右から番号を記入

3. 普通徴収の場合
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額
右から番号を記入

死亡退職の場合
相続人代表者が判明している場合は、相続人代表者の氏名・住所・電話番号欄に記入してください。
なお、死亡退職による一括徴収は行いませんので、必ず普通徴収への変更をお願いいたします。

※死亡退職の場合 相続人氏名等

氏名	(続柄)	住所
電話		

記入欄

記入例2 特別徴収継続の場合

給与支払報告 給与と支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1.現年度 ※市川市処理欄		特別徴収義務者指定番号 932164
宛名番号 1		所属 人事課給与係
担当者連絡先 氏名 大柏 花子		電話 (047)-XXX-XXXX
市川市長 令和〇年〇月〇日提出	所在地(〒 272 - 0021) 市川市八幡〇丁目 △-×	特別徴収義務者 フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ
		名称又は氏名 株式会社 市川商事
		個人番号又は法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
給与所得者 フリガナ イチカワ タロウ		特別徴収税額(年税額) 120,000
氏名 市川 太郎		徴収済額 6 月
生年月日 (S)・H 〇〇年〇〇月〇〇日		未徴収税額(ア)-(イ) 9 月
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		異動年月日 5 年 2 月 8 日
1月1日現在の住所 市川市末広〇丁目 △-×		異動事由 1 退職 2 転勤 3 合併 4 休職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所異動
		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続(転勤) 2. 一括徴収 普通徴収
		1月1日以降退職時までの給与支払額(支払予定額) 1,234,567 円
		退職手当等の支払額(支払予定額) 5,400,000 円
		控除社会保険料額 20 年

徴収済月(何月分まで徴収したか)は必ず記入してください。

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

右から番号を記入

右から番号を記入

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は前勤務先では記入せず、新勤務先で記入してください。

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

給与支払者(特別徴収義務者)	新しい勤務先の所在地(住所) 〒 101 - 0004 東京都千代田区九段西 〇-×	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 461239	新規	新しい勤務先では 月割額 10,000 円を
	フリガナ △△ショウジカブシキガイシャ	担当者連絡先 課・係 総務課経理係		9 月分から徴収し納入します
	名称又は氏名 △△商事株式会社	氏名 九段 道子		
	個人番号又は法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	電話番号 (03)-XXXX-XXXX (内線)	受給者番号(任意)	
2.一括徴収の場合 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため 右から番号を記入		徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括	納入します
市川市に指定番号がある場合は記入してください。				

新しい会社で特別徴収を開始する月と月割額を記入してください。

3.普通徴収の場合 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から番号を記入		※死亡退職の場合 相続人氏名等	※市町村記入欄
氏名	(続柄)	住所	
電話			

記入例3 一括徴収の場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1.現年度 ※市川市処理欄		特別徴収義務者 指定番号 932164	
宛名番号 1		所属 人事課給与係	
担当者 連絡先 氏名 大柏 花子		電話 (047)-XXX-XXXX	
所在地 (住所) 市川市八幡〇丁目 △-×		フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ	
名称又は 氏名 株式会社 市川商事		個人番号又は 法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
令和〇年〇月〇日提出		特別徴収義務者 (給与支払者) 市川市長	
給与所得者 フリガナ イチカワ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	(イ) 徴収済額 45,000 円
氏名 市川 太郎		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 135,000 円	異動 年月日 5 年 1 月 31 日
生年月日 9 ・ H 〇〇年〇〇月〇〇日		異動の 事由 1 退職 2 転勤 3 合併 4 休職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		異動後の未徴収 税額の徴収 2 1. 特別徴収 継続(転勤) 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
1月1日 現在の住所 市川市末広〇丁目 △-×		1月1日以降の退職手当等 退職時までの支給額 (支払予定額) 1,234,567 円 5,400,000 円	
給与の支払を受け なくなった後の住所		控除社会 保険料額 93,210 円 勤続年数 20 年	

1.特別徴収継続の場合

給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	新しい勤務先 の所在地 (住所)	8月末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 180,000 円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 45,000 円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 135,000 円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新しい勤務先では 月割額 _____ 円を
	フリガナ		_____ 月分から徴収し納入します
	名称又は氏名		
	個人番号又は 法人番号		
受給者番号 (任意)			

2.一括徴収の場合

1 右から番号を記入	1.異動が令和_5_年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します
	2.異動が令和____年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	9 月 20 日	135,000 円	

3.普通徴収の場合

1 右から番号を記入	1.異動が令和_4_年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※死亡退職の場合 相続人氏名等	※市町村記入欄
	2.異動が令和____年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
氏名	(続柄)	住所	
電話			

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。
1月以降の退職の場合は原則一括徴収となります。

◇ 所在地・名称変更に伴う手続き

特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を記入し、提出してください。

※所在地（送付先）・名称に変更があった場合でも、納入書に印字してあります所在地（送付先）・名称を訂正していただく必要はありません。

（納入の確認は特別徴収指定番号で行っております。）

◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き

普通徴収の方が新たに就職し、特別徴収を希望される場合は、この冊子に綴ってある「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

◇ その他

【特別徴収税額の変更について】

通知しました特別徴収税額に変更が生じた場合（納税義務者の方が確定申告・修正申告をされた場合など）は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、これによって以後の月々の徴収額の変更をお願いいたします。

※この場合、お手数ですが納入書の納入金額の訂正を合わせてお願いいたします。訂正方法は3ページのOCR納入書の記入例を参照してください。

【納期の特例について】

給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の場合は特別徴収税額を下記の通り年2回に分けて納入することができます。

6月から11月分までの特別徴収税額 …………… 12月10日まで

12月から5月分までの特別徴収税額 …………… 6月10日まで

この納期の特例を受けるには市川市長の承認が必要です。

承認を受ける場合は、この冊子に綴ってある「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

【予備の納入書について】

金融機関の地方税納入代行サービス等を利用して、
「OCR納入書」を使用されない事業所等には、同納入書を同封しておりません。納入書が必要な場合は、この冊子に綴ってあります納入書を使用してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市川市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	(〒) ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号									
		フリガナ(注1)											担当者 連絡先	課・係								
		名称(氏名)												フリガナ								
		代表者 職氏名												氏名								
法人番号																					電話	

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地(送付先)	(〒)	(〒)
フリガナ(注1)		
名称		
電話番号		

変更理由・(該当番号に○)
 1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 (注2) 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	(〒)																
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 (注2) 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ(注1)																	
			名称																	
			電話番号																	
			法人番号																	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号		特別徴収義務者 指定番号																	

(注1) 誤読を避けるため、名称には必ずフリガナを記入してください。
 (注2) 市川市で特別徴収をしている全従業員(非課税者を含む)の方の給与所得者異動届出書を提出してください。
 (注3) 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

受付印

市民税・県民税 特別徴収税額の特例に関する申請書

(宛先) 市川市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び市川市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)																
フリガナ																
名称 (氏名)																
代表者 氏名	電話番号			担当者												
法人番号																
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります。							(氏名)					
関与税理士 署名	(連絡先)															

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後			の特別徴収税額	
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額	給与	支払額
<p>申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額</p> <p>※賞与等の臨時の給与の金額を含む。</p> <p>※市川市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額</p> <p>※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き（上段に記載）にしてください。</p>	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円)		

本市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日

有 (年 月 日承認取消) ・ 無

【 注意事項 】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 領収証書(公)	
---------------------------	--

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 納入書(公)	
--------------------------	--

千葉県					
市川市					
市区町村コード					
1	2	2	0	3	3

個人市民税 個人県民税 納入済通知書(公)	
-----------------------------	--

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者 指定番号																		
令和 年 月分																				
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	〒
住所又は所在地	
氏名又は名称	様

上記のとおり領収しました。	領収日付印
---------------	-------

(納入者保管)

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者 指定番号																		
令和 年 月分																				
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	〒
住所又は所在地	
氏名又は名称	

※	日計	口	領収日付印
		円	

※印は郵便局において使用する欄です。

(金融機関等保管)

口座番号		加入者名																		
00150-6-960379		市川市会計管理者 指定番号																		
令和 年 月分																				
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	合計額																			

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	〒
住所又は所在地	
氏名又は名称	納

取りまとめ店	領収日付印
〒330-9794	
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター	
上記のとおり通知します。	

受付店 → 千葉銀行市川支店 (取りまとめ店) → 市川市

(市川市保管)

※ 予備の納入用紙(納入書不要とご連絡頂いた特別徴収義務者用)としてご利用ください。破線で切り取り、金融機関の窓口で納付してください。
 ※ 退職手当等に係る市・県民税の納入の際は、A4両面(短辺綴じ)で印刷してください。

<p style="text-align: center;">市民税 退職所得にかかる 県民税</p> <p style="text-align: right;">納入申告書</p>											
市川市長 へ								(受付印)			
令和 年 月 日 提出											
令和 年 月 分				人員		人					
退職者氏名			障害該当								
退職した年の1月1日の住所		市川市									
退職手当等 支払日			勤続年数			年					
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市民税										
	県民税										
特別徴収義務者	〒										
	住所又は所在地										
	電話番号										
	氏名又は名称										
	法人番号										
<p style="text-align: center;">地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。</p>											

納入する際の記入要綱

- ①この納入書は、給与から天引きして収めていただく個人の市・県民税の月割額を、納入するときに使用していただくとともに、退職手当等に係る市・県民税の所得割額もあわせて納めていただく用紙になっています。
なお、給与から天引きした月割額は「給与分」の税額欄に、退職手当等に係る所得割額は「退職所得分」の税額欄に各々記入してください。
- ②左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
- ③退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。
- ④障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に、○印をつけてください。

納入を取り扱う金融機関

- | | |
|----------|------------|
| 千葉銀行 | 東京ベイ信用金庫 |
| ※みずほ銀行 | 朝日信用金庫 |
| ※三菱UFJ銀行 | 東京東信用金庫 |
| りそな銀行 | 小松川信用金庫 |
| 埼玉りそな銀行 | 中央労働金庫 |
| 千葉興業銀行 | 市川市農業協同組合 |
| きらぼし銀行 | ゆうちょ銀行・郵便局 |
| 京葉銀行 | |
| 愛知銀行 | |

取扱金融機関は、令和5年4月1日現在のものです。そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>

※みずほ銀行及び三菱UFJ銀行は、令和6年3月31日をもって、市税等の窓口収納業務を終了する予定です。

※ 申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
※ 退職所得に係る市・県民税の納入対象者が複数人いる場合には、納入の内訳(氏名、住所、退職手当等支金額、支払日、勤続年数、市・県民税の内訳等)がわかるものを別途送付してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1.現年度	2.新年度	3.両年度
※市川市処理欄		

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (〒 -)											特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ											宛名番号		
		名称又は氏名	担当者連絡先	所属フリガナ											
		個人番号又は法人番号		氏名			電話	(内線)							
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額 (支払予定額)						
フリガナ															
氏名															
生年月日	S・H 年 月 日														
個人番号															
1月1日現在の住所															
給与の支払を受けなくなった後の住所															

1.特別徴収継続の場合

(特別徴収義務者) 給与支払者	新しい勤務先の所在地 (住所)	(〒 -)										新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先では月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し納入します	
	フリガナ													
	名称又は氏名	担当者連絡先	課・係											
	個人番号又は法人番号		氏名											
			電話	(内線)		受給者番号 (任意)								

2.一括徴収の場合

<input type="checkbox"/> 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため <small>右から番号を記入</small>	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で _____ 円 納入します
	月 日	円	

3.普通徴収の場合

<input type="checkbox"/> 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2.異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <small>右から番号を記入</small>	※市町村記入欄
※死亡退職の場合 相続人氏名等	
氏名 _____ (続柄)	住所 _____
電話 _____	

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1.現年度	2.新年度	3.両年度
※市川市処理欄		

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (〒 -)											特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ											担当者連絡先		宛名番号
		名称又は氏名	所属フリガナ												
		個人番号又は法人番号	氏名		電話 (内線)										
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払予定額						
フリガナ															
氏名															
生年月日	S・H 年 月 日														
個人番号															
1月1日現在の住所															
給与の支払を受けなくなった後の住所															

1.特別徴収継続の場合

(特別徴収義務者) 給与支払者	新しい勤務先の所在地 (住所)	(〒 -)										新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先では月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し納入します	
	フリガナ											担当者連絡先		
	名称又は氏名	氏名												
	個人番号又は法人番号	電話 (内線)												
		受給者番号 (任意)												

2.一括徴収の場合

<input type="checkbox"/> 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため <small>右から番号を記入</small>	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で _____ 円 納入します
	月 日	円	

3.普通徴収の場合

<input type="checkbox"/> 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2.異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <small>右から番号を記入</small>	※市町村記入欄								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※死亡退職の場合 相続人氏名等</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td>(続柄)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td></td> </tr> </table>	※死亡退職の場合 相続人氏名等		氏名	(続柄)	住所		電話		
※死亡退職の場合 相続人氏名等									
氏名	(続柄)								
住所									
電話									